

令和4年4月1日から

事前調査結果の報告が義務化 になります

令和2年6月に大気汚染防止法が改正され、令和3年4月1日から石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

解体・改修工事に伴う建築物等の事前調査結果について、**令和4年4月1日**から都道府県等への報告が義務化されます。

Q1.対象になる建築材料はどのようなものですか？

特定建築材料に該当する建築材料です。

具体的には、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材、石綿を含有する仕上塗材、石綿含有成形板等です。

これらの建築材料を使用しているか否かにかかわらず、一定規模（Q2に記載）以上であれば都道府県等に事前調査結果の報告が必要です。

また、一定規模未満であれば上記報告は不要ですが、事前調査自体は実施する必要があります。

Q2.どのような施設が対象ですか？

次のいずれかの解体等工事に関わる事前調査について報告が必要になります。

・建築物を**解体**する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が**80㎡以上**であるもの

・建築物を**改造**し、又は**補修**する作業を伴う建設工事であって、当該作業の**請負代金**（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の**合計が100万円以上**であるもの

・**工作物**（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の**請負代金の合計が100万円以上**であるもの



Q3.いつまでに報告しなければいけませんか？

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときは遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないとされています。

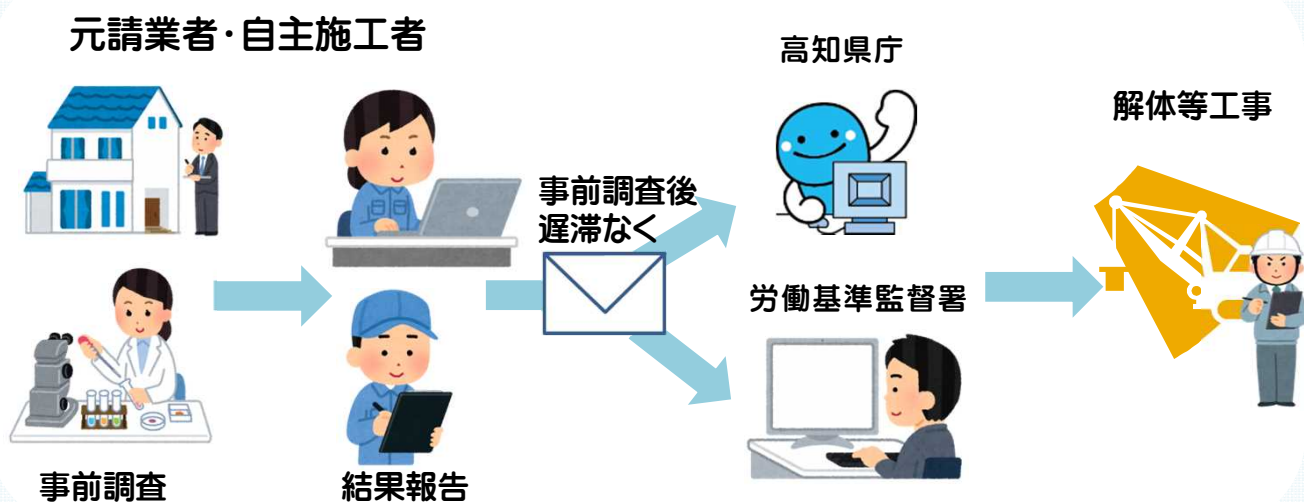
遅くとも解体等工事に着手する前に報告します。

建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合は、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行います。

Q4.どのような方法で報告しますか？

国が新たに整備する電子システムを通じて、報告を行います。

システムの利用が困難である場合は、新様式3の4(報告書)によって行うこともできます。この報告は、石綿障害予防規則の規定と共通のシステムです。



お問い合わせ先

高知県庁 環境対策課(高知市を除く)

TEL:088-821-4524

安芸福祉保健所

TEL:0887-34-3173

中央東福祉保健所

TEL:0887-52-0004

中央西福祉保健所

TEL:0889-22-1286

須崎福祉保健所

TEL:0889-42-1999

幡多福祉保健所

TEL:0880-34-0085

高知市役所 環境保全課

TEL:088-823-9471

詳細はこちら



高知県庁HP

(大気汚染防止法の改正について(令和2年6月5日公布))

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/taikikaisei.html>

